

地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と <事業者名> （以下「乙」という。）は、地震等大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処理（以下「処理等」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、帯広市内における災害時の災害廃棄物の処理等について、甲が乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において災害廃棄物とは、災害時に一時的に大量に発生する破損又は汚損した一般廃棄物及び避難所から排出される一般廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に乙に対して次に掲げる事項の協力を要請するものとする。

- （1）災害廃棄物の処理等
- （2）前号に伴う必要な作業

（協力要請の手続き）

第4条 甲は、協力要請に当たっては、次に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。
ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- （1）被災状況
- （2）実施地区
- （3）実施内容
- （4）その他必要な事項

（情報の提供）

第5条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるよう、乙に市内の被災状況、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

（災害廃棄物の処理等の実施）

第6条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両、資機材を確保し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- （1）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- （2）災害廃棄物の再利用及び資源化に配慮し、その分別に努めること。

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 実施地区
- (2) 実施内容
- (3) 従事した要員、車両、資機材等
- (4) 従事期間
- (5) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理に要した費用については、原則、帯広市が負担するものとし、その金額は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては帯広市都市環境部環境室清掃事業課、乙においては <事業者名> とする。

(細目)

第10条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年10月18日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 <事業者名>